

令和 年 月

保護者殿

竹富町立上原小学校
校長 名嘉眞 功基
(公印省略)

学校感染症による出席停止について

医師の診察により、裏面に記載されている学校感染症と診断された場合、学校保健安全法により、他の児童に感染させるおそれなくなるまで「出席停止」となります。

下記の内容を保護者が記入し、出席停止期間が終了して登校する際に、学級担任へ提出してください。

この「登校許可願」の提出がない場合、出席停止の扱いにはできませんので、必ず提出をお願いします。

記

登 校 許 可 願

学年・児童名	年 番 児童名									
感染症名										
診断日	令和 年 月 日 ()									
受診した医療機関名										
休んだ期間	令和 年 月 日 () ～ 令和 年 月 日 () まで									
出席停止期間中の 体温測定結果	日付	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
		／ ()	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()
	朝	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
		夜	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
上記の病気のため欠席していましたが、医師の指示による療養期間を終え、完治しましたので出席停止を解除願います。 令和 年 月 日 保護者氏名 印										

※裏面の「学校感染症による出席停止期間」を必ずご確認の上、記入をお願いします。

学校感染症による出席停止期間

学校保健安全法第 19 条により、児童が感染症にかかった場合、本人の休養と周囲への感染を防ぐため「出席停止」の措置となります。

学校感染症の種類と出席停止期間は以下の通りとなりますので、医師に診断された場合は出席停止期間を厳守していただきますようお願いいたします。

	感 染 症 名	出 席 停 止 期 間 の 基 準
第一種	エボラ出血熱、ラッサ熱、 特定鳥インフルエンザ、 ジフテリア、ポリオ 他	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適切な抗菌薬治療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	発しんに伴う発熱が解熱した後 3 日を経過するまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで（注 1）
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで（抗結核薬の予防投薬は出席停止に該当しない）
	髄膜炎性菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	コレラ	
	腸チフス、パラチフス	
	細菌性赤痢	
	その他の感染症(注 2)	発熱、下痢、嘔吐等、症状が改善し、全身状態が良くなるまで（注 1）

注 1 「全身状態が良好になる」とは、支障なく学校生活を送れる状態と考える。

注 2 「その他の感染症」は、医師の判断により、必要があれば第 3 種の感染症として措置をとることができる疾患。各地域や学校の流行状況等を考慮の上で判断されるため、出席停止にならない場合もある。